

○いわき市中央卸売市場立入検査要綱

令和2年6月21日制定

いわき市中央卸売市場立入検査要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、中央卸売市場の卸売業者又は仲卸業者（以下「卸売業者等」という。）に対して行う立入検査（以下「検査」という。）に関する事務処理について、いわき市中央卸売市場業務条例（昭和52年いわき市条例第52号。以下「条例」という。）第39条及び第40条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の目的)

**第2条** 検査は、卸売業者等の業務運営の適正化と財務の健全化を図り、もって生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、市民生活の安定に資することを目的とする。

(検査の実施主体)

**第3条** 検査は、卸売市場職員の中から市長の指定する検査員（以下「検査員」という。）が行う。

(検査計画の策定)

**第4条** 検査員は、当該年度に検査を予定する卸売業者等（以下「検査対象卸売業者等」という。）を定めた検査計画を定めるものとする。

(検査事項)

**第5条** 検査は、卸売業者等の業務及び財務の状況について行う。

(検査の方法)

**第6条** 検査は、卸売業者等の事務所その他の業務を行う場所について、実地検査の方法で行う。ただし、必要があると認めるときは、これらの場所以外の場所において帳簿その他書類につき検査を行うことができる。

(検査結果の処理)

**第7条** 検査結果の処理は、次に掲げるものとする。

- (1) 検査員は、検査結果を検査対象卸売業者等に通知する。
- (2) 検査員は、検査結果から改善を要すると認められる事項がある場合は、検査対象卸売業者等に対し、期限を付してその改善についての報告書の提出を求める。
- (3) 検査員は、必要があると認めるときには、条例第40条の規定による是正のための事務処理を行う。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、令和2年6月21日から実施する。